

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について  
(子育て世帯等臨時特別支援事業)

1 事業の概要

(1) 支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当受給者
  - ②令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童における児童手当の受給資格の認定対象者
  - ③15歳年齢到達以降(平成15年4月2日～平成18年4月1日)の児童のみ養育している者
  - ④令和3年9月以降の離婚や離婚協議等により、前養育者から給付金を受け取れておらず、令和4年3月分の児童手当受給者となった者等
- ※いずれも、児童を養育している保護者のうち、所得が高い方の令和3年度の所得金額が、児童手当の所得限度額を超えた場合は対象外

(2) 支給額

対象児童1人につき、先行給付金5万円・追加給付金5万円  
※板橋区では合計10万円を一括給付としている

2 繰越明許にする理由

子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)は、先行給付金が令和3年度第7号補正予算として令和3年12月10日、追加給付金が第8号補正予算として12月17日にそれぞれ議決、成立した。

本事業については、平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれの児童が対象であり、一部対象者は令和4年4月以降の申請・支給決定となるため、令和4年度も事業を継続する必要があることから、予算の一部を繰り越す。

なお、本事業は全額国庫補助金を財源としたものであるが、令和4年度繰越執行分についても特定財源として3年度に収入済である。

3 令和4年度繰越額

令和3年度予算額	事業費	6,700,000,000円	事務費	28,000,000円
令和4年度繰越額	事業費	100,000,000円	事務費	1,412,000円

4 令和3年度事業費の執行状況(令和4年3月31日時点)

支給件数(受給者数)	38,623件
支給児童数	60,774人
支給総額	6,077,400,000円